諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス

令和5年度 相談支援事業計画書

Ⅰ 基本方針 ~個別の生活課題に基づいた地域の体制づくり~

- ○オアシスは、障がいや病気があっても、自らこうありたいと願う権利を守り、誰もが健やかに安心して 生活できるように、くらし、療育、教育、仕事、余暇など生活全般の相談を受け、チーム支援を基盤とした 福祉サービスの利用や社会資源の活用などにより総合的な支援を行います。
- ○他機関・多職種との協働を深め、新たな資源やネットワークを生み出すための地域の体制整備を進めます。また、令和4年度に引き続き個別相談から諏訪圏域の課題を明らかにして、諏訪圏域第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標を達成し、社会全体で障がい者を支え合う地域共生社会の実現を目指します。

Ⅱ 令和5年度重点課題

- 1 基幹相談支援センターとしての地域の体制整備
 - ①『相談支援体制の充実・強化の取組』 ②『地域生活支援拠点等の機能の充実』
 - ③『地域移行(精神障害)』 ④『医療的ケア児者の支援体制づくり』
- 2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画と連動した自立支援協議会の運営
- 3 発達障がい児者支援の体制整備(長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業)

Ⅲ 事業内容

1 基幹相談支援センターとしての地域の体制整備

1 条件作業人後にグラーと	していた場合下的正備	
①『相談支援体制の充実・強化の取組』		
○総合相談・専門相談	 ・地域移行コーディネーター、地域生活支援拠点コーディネーター、発達障がいサポート・マネージャー、医療的ケア児等コーディネーターを中心に専門的な相談支援を行う。 ・個々のケースについて複数職員体制で支援の情報共有を図ることで、個人のスキルだけに頼らない専門相談を行う。 	
	・他機関多職種との協働を常に意識し、当事者を支える支援チームの構築を目指す。福祉領域外の地域資源との新たな連携を展開していく。	
▽所内の人材育成	・日常的・持続的な人材育成の仕組みとして、新人職員の研修を全職員で分担し、スーパービジョンについて相互に学ぶ体制を作る。	
	・研修等に積極的に参加し、所内全体会でフィードバックを行う。専門的知識を集積し実践に活かす。(オンラインの活用) 月1回の療育COとの連絡会の中での情報共有や、職員自らが講師となって研修を行う。	
◎相談支援体制の充実・ 強化の取組	・チームによる日々の支援が、当事者を支える新たな仕組みとして構築できるよう、体制づくりを意識して、分野の相談機関や相談窓口との連携を図っていく。	
	・基幹センター、委託相談、主任相談支援専門員、計画相談支援事業所の役割を明確にしながら、多職種多機関を含む重層的かつ重なり合う部分が大きい地域の相談支援体制を推進する。	

1	
▽相談支援事業者等の人材育成	・圏域すべての相談支援事業所へ事業所訪問を行い、相談支援専門員へのサポートを行う。その際に相談支援専門員から得た地域課題は、自立支援協議会相談支援部会での協議と連動させ、解決に尽力していく。
	・ストレングスモデルによるグループスーパービジョンの事例検討会を定期開催し、相談支援専門員を中心にした地域の人材育成を行う。 ・事業所からの依頼に応じて、出張GSV検討会を行う。
	・相談支援事業所の新規開設時等の依頼に応じ、基幹センターで実地研修(OJT)を行う。
	・長野県相談支援従事者研修の講師・演習講師・圏域インターバル(実地研修)を担い、圏域を中心とした人材育成を行う。
	・自立支援協議会人材育成委員会と協力し、圏域研修会を開催、相談支援事業の質の向上に努める。
▽相談機関との連携強化の取組	・療育CO、すわーくらいふとの連絡会を開催し地域課題を協議する。
	・養護学校支援会議・移行支援会議に市町村担当者とともに出席し、福祉サービスの利用援助や卒業後の相談窓口としての紹介を行う。
	・必要に応じて6市町村の特別支援教育コーディネーター等連絡会に参加し、教育分野との連携を図る(主はサポマネのみ)。
○地域移行・地域定着	・保健医療関係者の協力を得て、長期入院者の意向に沿った地域生活移 行が推進される働きかけを行う。
	・自立支援協議会 精神障がい者の暮らしを考える部会(精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場)と協力し、地域共生社会実現に向け、地域の課題を可視化し、解決に向けた具体的な協議を進める。
	・児童養護施設や入所施設等から地域生活へ移行する方が、地域で安心して暮らし続けるために必要な重層的な支援体制の構築を図る。
○医療的ケア児者の支援体制 づくり (医療的コーディネーターの 配置事業)	・保健・医療・子育て・教育等必要なサービスを総合的に調整し、医ケア児者とその家族にサービスを紹介すると共に、関係機関との繋ぎに努める。
	・個別支援、多職種協働支援の調整、地域づくりの推進される働きかけを行う。
	・医療関係者との連携を図ると共に、 圏域の実情に合わせた医療側の Co配置に向けた体制作りを行う。
○権利擁護・虐待防止	・権利侵害に対して常に鋭敏な意識を持ち、障がいを理由とする差別の解 消、虐待防止に努める。
	・当事者や家族、事業所等からの権利擁護に関する相談を受け、市町村 虐待防止窓口、自立支援協議会権利擁護委員会と協力し、地域の実態 把握を行い、虐待防止の取組を推進する。
	・圏域差別解消支援地域協議会と連携し、障がい児者の権利擁護に取り 組む

②地域生活支援拠点等の機能の充実

- ○諏訪圏域地域移行のための 安心生活支援空床確保事業 (地域生活支援拠点事業のた めの空床確保等)
- ・緊急時の宿泊支援が必要な方の利用申請と個人台帳の管理(3施設との共有)を行う。
- ・365日24時間体制で緊急宿泊に関する相談を受ける。3施設・市町村との宿泊支援の利用調整を行う。利用中に速やかに緊急カンファを開催し利用後の生活支援や環境調整を行う。
- ・自立支援協議会地域生活支援拠点等の検討会において緊急宿泊利 用事例の検証を行う。
- ▽自立支援協議会 地域生活支援拠 点の整備検討会と連動
- ・医ケアCoとも連携し、医療的ケア児者の緊急時の受け入れを可能にする 仕組みづくりを進める。
- ・強度行動障害の方の緊急時に対応できる地域資源(場所と専門人材)の開発について検討を行う。
- ・地域生活(一人暮らし)の体験の場のニーズを把握する。
- ・加算の取り扱いについて検討し、仲間を増やしていく。

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画と連動した自立支援協議会の運営

- ○協議会機能の強化・推進
- ・個別課題に基づいた地域の現状と課題を集約し、地域のニーズとして協議会へ提案・発案する。
- ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗を確認し推進する。
- ・各委員会や部会の協議内容、情報を所内で共有し、協議会を一体的に 運営する。 効率的な協議をサポートする。
- ・各部会の事務局として、他機関多職種との協働を意識し、地域の力を積極的に活用する提案・発案を行っていく。全ての委員会・部会に参加する必要があるのか確認していく必要がある。
- ・相談支援部会、人材育成委員会に構成員として参加し、地域の人材育成を主体となって担う。地域の人材の柱となる相談支援専門員・サビ児管、サポマネ等の圏域研修の企画・運営を行う。
- ・その他、協議会運営委員会等により提案された、地域ニーズに基づいた取組を行う。

3 発達障がい児者支援の体制整備

- ○長野県発達障がいサポートマネージャー整備事業の 受託
- ・所内発達障がい児者の支援困難ケースに対する助言のほか、同行して 共に対応しながら支援者の力量向上を図る。
- ・一人事業所形態の多い相談支援事業所を訪問し、発達障がい児者支援 についての相談に応じる。
- ・福祉・教育・医療の橋渡しや困難事例に対する介入を通して、円滑な連携を推進する(諏特Co、療育Coとの連絡会、信濃医療との連絡会)。
- ・認知特性からくる就労や生活のトラブルに対応するため、弁護士会とも連携した相談支援の連携・充実を図る。
- ・療育の早期相談支援態勢の整備のため、3歳児までの子ども向け『あそびのひろば』に市町村関係者の参画を呼びかけつつ、やがては市町村毎の早期適正療育支援態勢の構築を目指す。【第三層】
- ・普及啓発活動として、学校教職員、PTA保護者、親の会、事業所従業員、事業所企画セミナーなどで、講演活動を行う。
- ・幼保・小・中・高校における特別支援教育コーディネーター(特Co)及び特別支援教育担当者を含む教職員研修の企画・運営をする(顧問)。

	・保育・教育・医療等の分野における地域の連携を高め、地域の支援体制の整備を行う(療育コーディネーター同行訪問支援)。
	・オアシス親の会利用者や他の親の会の希望日を調査し、サポマネや相談員がオブザーバー参加し、情報提供や相談に応じる。【第三層】
	・長野県の発達障がい児者支援態勢整備の一環としての『サテライト事業』 について、諏訪圏域に適したあり方を地域と共に検討していく。【第三層】
○発達障がい者デイケア 『かりんカフェ』の運営	・大人の発達障がい者の交流の場づくりとして、デイケア『かりんカフェ』を 開催すると共に、徐々に参加者同士の運営に向けた方策を模索する。【第 三層】

4 一般的な相談支援(第2層)、計画相談支援(第1層)

○障害者相談支援事業	・福祉サービスを利用するための援助、社会資源を活用するための支援、 社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機 関の紹介を行う。・地域の社会資源を最大限に活用するための情報収集と発信を行う。・すでにサービスを利用されている方の事業所見学なども行っているが、 相談支援専門員との役割を再度確認する必要がある。	
○指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 障害児相談支援事業	・市町村や地域の相談支援専門員から依頼のあった困難ケースや、緊急で福祉サービスが必要になった方等に関して、基本相談支援に基づいた計画を作成し、モニタリングの支援を行う。	

5 その他

○個人情報保護、情報管理の 徹底と改善の推進	・全職員が権利擁護の意識を常に高く持ち、障がい当事者やご家族に とって権利侵害のない、不利益の生じない支援となっているかを常に確認 して業務にあたる。 ・平成26年度のデータ紛失事案を教訓に、情報管理の徹底に努め、再発 を防止する。
○その他	・令和5年度内に法人が必要と認めた事業、各市町村、諏訪地域自立支援協議会より求められる業務を行う。